

令和4年産備蓄米における地域農業再生協議会別面積配置

にかかる対応の考え方(案)

令和3年産米において、全国で▲63千haもの主食用米の生産削減に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、民間在庫は積み上がり米価は大幅に下落した。このため需給環境の改善は令和4年産米の需要に応じた生産・販売の取り組みに委ねられる結果となった。

これらを背景として、令和4年産備蓄米も第1回入札(1月25日実施)において、全国で予定された207千トンの99%超が落札された。

福島県においても、第1回入札において県別優先枠27,050トン全量が落札されたが、一般枠はほぼ確保できず、1月時点での備蓄米の落札数量は令和3年産米の全体数量を下回る結果となった。

その後、一般枠についても落札業者から県内方針作成者等へ取り扱いの打診があり、優先枠・一般枠をあわせた取り扱い数量は、ほぼ前年産並みとなると想定される。

現在、各方針作成者は、落札した備蓄米の生産者結び付きをすすめているが、落札価格が前年産より低下していると見込まれることもあり、結果として令和4年産備蓄米においても、地域農業再生協議会ごとの面積が確定しない数量が発生することが想定される。

このため地域農業再生協議会別面積配置について、令和3年産備蓄米同様、以下により取りすすめる。

1. 対応の基本的考え方

(1) 売渡者が生産者の営農計画書・出荷契約書にもとづき、該当地域農業再生協議会を特定できる場合は、地域農業再生協議会別数量・面積を様式5-1号に記載し報告する。

(2) 売渡者が、地域農業再生協議会を特定できない場合は、以下により整理する。

①売渡者の地域組織が複数の地域農業再生協議会のエリアにまたがる場合、売渡者から「その他」として数量を様式5-1号により東北農政局福島県拠点に報告する。

②東北農政局福島県拠点は、①にもとづく地域農業再生協議会別主食用作付面積および「その他」数量の合計を県推進会議に報告する。

③県推進会議は「その他」の合計を、以下の考え方により該当地域農業再生協議会に按分し配置する。

A : 地域農業再生協議会ごとの主食用米の「生産数量(面積)」の目安

B : 地域農業再生協議会ごとの(1)までの備蓄米を含めて整理した主食用米面積

C : = B - A

D : 地域農業再生協議会ごとの「C」の計、ただし「C」が「+」のみの計とする

（「C」が▲の場合は、「生産数量（面積）の目安」をクリア）

E：「その他」備蓄米数量の県計

F：（Cが「+」の）地域農業再生協議会ごと按分数量 $E \times C / D$

G：Fについてそれぞれの地域農業再生協議会ごとの単収で面積換算し、該当地域農業再生協議会ごとに貼り付け

※なお、具体的作業にあたっては、売渡者および売渡者の県組織・地域組織と地域農業再生協議会・県推進会議および東北農政局福島県拠点とが緊密に連携し取りすすめる。

2. 具体的すすめ方

地域農業再生協議会別生産予定面積、引渡予定数量は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、8月20日までの報告となっていることから、以下の日程を基本として取りすすめる。

令和4年6月末

経営所得安定対策等加入期限

7月15日 売渡者⇒地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（様式第5-1号）の東北農政局福島県拠点への提出

7月末 東北農政局福島県拠点⇒県推進会議へ報告（その他数量等）

8月10日 県推進会議⇒東北農政局福島県拠点へ報告（地域農業再生協議会別備蓄米面積等）

以上

<添付資料>

○地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（様式第5-1号）

農林水産省農産局長 殿
地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書
(令和〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：〇内米買契第〇〇号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (m ²)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

- (注1)単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- (注2)引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。
- (注3)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
- (注4)複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。
- (注5)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。